

令和6年度「日本の京都」研究会 運営補助業務委託に係る提案募集要項

1 「京都創生」及び「『日本の京都』研究会」について

本市では、平成15年以降、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」「文化」「観光」の3つの分野を柱とした「京都創生」の取組を進めている。また、その実現に当たっては、京都市民と京都市が力を合わせて積極的に取組を進めるとともに、国家的見地から取組を進める必要があるものについては、国に制度的・財政的な措置を求めてきた。

平成16年に設置した、関係省庁職員、学識経験者、京都市職員で構成する「日本の京都」研究会*（以下「研究会」という。）は、この取組の一環として、京都を守り、育てることは、京都市民のためだけでなく、日本にとっても重要な意味を持っているとの考えの下、日本の中の京都の役割や活用方策を研究し、その成果を京都市政や国政に活かすことを目的とするものである。

具体的には、東京で開催する研究会で、京都市が現在取り組んでいる施策や、国策として取り組んでいただきたい施策の説明等を行い、国委員・学識経験者から市の施策や提案に対する助言、国の事業の紹介等をしていただいている。また、研究会の内容を踏まえ、京都の実情を直接見ていただくために、施策上の課題のある場所や、京都の文化等の深淵にふれられる場所などを見学いただく京都見学会を開催している。

※ 「日本の京都」研究会の委員数48名（内訳：関係省庁職員 31名、学識経験者 2名、市職員 15名）（令和6年5月1日現在）

2 募集目的

研究会及び京都見学会を的確かつ効率的に運営するため、運営補助業務を委託する。業務の実施に当たっては、京都創生及び本研究会の趣旨を十分理解したうえで、企画力、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定の変更にも対応できる体制が求められるため、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定する。

2 委託業務の名称

令和6年度「日本の京都」研究会運営補助業務

3 委託期間

契約の日から令和7年2月28日まで

4 委託内容

別添の仕様書のとおり

5 委託金額の上限

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる資格を有し、かつ自己を証明する書類を提出する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有する者

7 応募書類の提出

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申請書（第1号様式）1部
 - イ 提案書（様式自由。次に掲げる項目を記載すること。）4部
 - (7) 研究会（東京）で提供する茶菓の提案
 - (i) 京都見学会 視察先の提案
 - (u) 見積金額
 - ウ 自己を証明する書類（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者のみ）
 - (7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）1部
 - (i) 印鑑証明書1部
 - (7) 納税証明書（国税及び京都市税）1部
 - (e) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第2号様式）1部
 - (a) 使用印鑑届（第3号様式）1部
 - (a) 誓約書（第4号様式）1部
- ※ (7)、(i)、(u)については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限・提出方法

令和6年6月14日（金）午後5時必着

- ・ 持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は書留郵便により送付すること。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなす。
- ・ 質問等がある場合は、令和6年6月5日（水）午後5時までに、FAXもしくは電子メールで下記担当に送付すること。質問への回答は、令和6年6月5日（水）以降、速やかに京都市ホームページ（京都市情報館）に掲載する。

(3) 提出先（問合せ先）

京都市総合企画局人口戦略室京都創生担当（担当：角田、川口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3375

FAX 075-212-2902

E-mail kyotososei@city.kyoto.lg.jp

8 受託候補者の選定及び結果の通知

応募者からの提案について、その内容を次の審査基準に基づいて採点し、順位を決定する。
このうち第1順位の提案を行った事業者を受託候補者として選定する。評価点は、都市経営戦略監、総合企画局人口戦略室長、京都創生課長、京都創生係長4名の審査員による採点の平均点とします（各委員70点満点）

ただし、採点の平均点が42点未満であるときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても受託候補者として選定しない。

(1) 審査基準

次頁の表のとおり

評価のポイント		配点
提案内容	・ 京都創生の趣旨を理解した提案であるか	10 点
	・ 環境とも調和した持続可能な社会の実現に向けた、京都創生の最新の動き（景観・文化・観光の各施策等）を踏まえているか	10 点
	・ 仕様書に記載する内容を押さえた提案であるか	10 点
	・ 本業務に関して有益な提案があるか	10 点
業務実績	・ これまでに類似の業務を実施した実績があるか	10 点
実施体制	・ 業務を迅速かつ的確に実施することができる体制であるか	10 点
見積金額	・ 以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点＝5点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	5 点
その他	・ 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するか	5 点

(2) 選定結果の通知

審査後速やかに、選定結果を全応募者に文書で通知する。

(3) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果（第1順位の提案を行った受託候補者名及び評価点、参加した事業者名）を公表する。

9 契約の締結

第1順位の提案を行った受託候補者と契約に関する協議を行い、契約意思の確認を行う。
万一、両者の協議が整わない場合、次順位の提案者と契約に関する協議を行う。
受託候補者とは、協議が整い次第委託契約を締結する。

10 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は認めない。ただし、明らかな誤字脱字等であり京都市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 見積書に記載された金額が委託料上限額を超えた場合は、失格とする。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格とする。
- (6) 京都市は応募者に無断で提出物を本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。